

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書

年 月 日 大和市長 あて	主たる事務所の所在地	〒	
		電 話 ()	—
		F A X ()	—
	(フリガナ)		
	法人の名称		
	(フリガナ)		
代表者の氏名			
	寄附金が控除対象となる期間	事業年度	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	

大和市長寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定に係る申出の資格、手続等を定める規則第9条第1項の規定により、報告します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類					
<table border="1"> <tr> <td>ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</td> </tr> <tr> <td>イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引</td> </tr> <tr> <td>ウ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</td> </tr> <tr> <td>エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に掲げる事項を除く。） (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額</td> </tr> <tr> <td>オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</td> </tr> </table>	ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	ウ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に掲げる事項を除く。） (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額	オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項					
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引					
ウ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日					
エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に掲げる事項を除く。） (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額					
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日					
(3) 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例48号）第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類					
(4) 事業報告書等					